

令和 7 年度
鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業
Q & A

鹿児島県

目次

〈補助金の概要について〉

- Q 1. 申請書類の提出先はどこか？ 1
- Q 2. 申請期間はいつからいつまでか？ 1
- Q 3. 申請様式はどこで入手できるのか？ 1
- Q 4. 「復旧」とはどのような状態を指すか？ 1
- Q 5. 本補助金における「被害」とは何を指すか？ 2
- Q 6. 補助金の申請には、必ず「罹災証明書・被害証明書」等が必要になるのか？ 2
- Q 7. 全ての被災状況について写真が必要になるのか？ 2
- Q 8. 申請は事業所単位か事業者単位か？ 2
- Q 9. 国や市町村の補助金との併用は可能か？ 2
- Q10. 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか？ . . . 3
- Q11. 補助金の申請には事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定が必要か？ 3
- Q12. 今回の補助金で復旧した施設等について、保険（共済）に加入する必要があるのか？ 3
- Q13. 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか？ . 3
- Q14. 施設の復旧に対する補助金の交付申請には必ず図面が必要か。 . . 4

〈補助対象事業者について〉

- Q15. 中小企業者と小規模事業者の定義はあるのか？ 5
- Q16. 「常時使用する従業員」はどのように考えればよいか？ 6
- Q17. 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。 6
- Q18. みなし大企業やみなし中堅企業にあたる事業者は申請可能か？ . . . 6
- Q19. 対象外の業種はあるのか？ 7
- Q20. 補助対象について、地域や市町村などの制限はあるか？ 7

〈補助対象経費について〉

- Q21. どのような施設、設備等が補助対象となるのか？ 8
- Q22. 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるか？ . 8

- Q23. 既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか？ 8
- Q24. 資産計上されていない場合は、補助対象外か？ 8
- Q25. 保険の対象となった施設、設備（車両を含む）は補助対象となるのか？ 8

か？	9
Q26. まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは？	9
Q27. 清掃費，据付工事費，処分費などの付随費用は補助対象となるか？	9
Q28. リースや賃貸など自己所有でないものの復旧は補助対象外か？	9
Q29. 自社で復旧作業を行った場合は補助対象となるか？	9
Q30. 個人（フリマやオークション等）から購入したものは対象となるか？	10
Q31. 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか？	10
Q32. 自社製品は対象となるか？	10
Q33. 海外からの輸入は対象となるか？	10
Q34. 修繕・購入費用を分割払いとしている場合は補助対象となるか？	10
Q35. 消耗品は補助対象となるのか？	10
Q36. 器具や工具は補助対象となるのか？	10
Q37. 被災した在庫品は補助対象となるのか？	10
Q38. 風評被害等による逸失利益は，補助対象となるのか？	11
Q39. 消費税は補助対象となるか？	11
Q40. 振込手数料は補助対象となるのか？	11
Q41. 店舗兼住宅などの場合，どこまで補助対象とされるのか？	11
Q42. 移転して営業を復旧する場合は補助対象となるか？	11
Q43. 相続が発生している施設の取扱いはどうなるのか？	11
Q44. 車両の購入は補助対象になるのか？	12
Q45. 車両の購入の場合，どのような手続きが必要か？	12
Q46. 車両の購入の場合，事業用車両であることが外観から判断できることが必ず必要か？	12
Q47. 車両のオーディオ，ナビなどの装備品は補助対象となるのか？	13
Q48. 施設の建替は補助対象となるか。	13
Q49. 設備の購入は補助対象となるか。	13
Q50. 設備等（車両含む）について，技術の進化やメーカーの違いにより，被災前の性能よりも一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては，対象とならないのか？	13
Q51. 駐車場は，補助対象となるか。	13

〈補助金の概要について〉

Q 1. 申請書類の提出先はどこか？

(回答)

申請書類の提出先は「鹿児島県商工政策課商工振興班」となります。
提出方法は、郵送又は持参のいずれかで提出してください。

【提出先】

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県商工政策課商工振興班 宛て

TEL : 099-286-2931

Q 2. 申請期間はいつからいつまでか？

(回答)

原則として、令和 7 年 10 月 16 日（木）から令和 7 年 12 月 5 日（金）17 時まで（当日消印有効）となっております。

Q 3. 申請様式はどこで入手できるのか？

(回答)

鹿児島県のHPに掲載しております。

■HPリンク：<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/saigaisienn.html>

■検索ワード：「鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金」

Q 4. 「復旧」とはどのような状態を指すか？

(回答)

被害を受けた施設、設備（車両を含む）の機能が、被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することを指します。

原則として、従前と比べて機能が向上するような修繕・購入は補助対象として認められませんので、購入する設備は被災前と「同等品」である必要があります。

Q 5. 本補助金における「被害」とは何を指すか？

(回答)

本補助事業における「被害」とは、以下を指します。

- ・ 令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨による災害によって鹿児島県内で受けた被害
 - ・ 令和 7 年台風 12 号による災害によって鹿児島県内で受けた被害
- ※以下、「大雨等による被害」といいます。

Q 6. 補助金の申請には、必ず「罹災証明書・被害証明書」等が必要になるのか？

(回答)

今回の申請は、大雨等による被害を受けた施設、設備（車両を含む）の復旧に要する経費への支援であるため、各市町村が発行する「罹災証明書」「被害証明書」などにより、被災状況を確認しますので、提出が必要となります。

Q 7. 全ての被災状況について写真が必要になるのか？

(回答)

原則として、補助金申請を行う施設、設備（車両を含む）について個別の被災状況が分かる写真が必要となります。

【既に復旧済みなど、被害状況が分かる写真の提出ができない場合】

現状の写真に被害状況を補足するなど、被災状況が分かるように整理した資料を提出いただき、補助対象と認められた場合は対象となります。

Q 8. 申請は事業所単位か、事業者単位か？

(回答)

申請は事業者単位で行う必要があります。（1 事業者につき、上限 300 万円）

同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算して申請する必要があります。

Q 9. 国や市町村の補助金との併用は可能か？

(回答)

本補助金で復旧する施設、設備等について、原則、他の公的補助制度との併用はできません。

Q10. 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか？

(回答)

申請できます。

Q11. 補助金の申請には事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定が必要か？

(回答)

復旧後、再度の被害発生を抑えるため、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定が必要になります。

計画を策定済みの場合、交付申請時に写しを御提出いただきます。

計画を策定していない場合は、今後策定することを申請時に誓約いただき、年度内に策定したBCPを御提出いただきます。

Q12. 今回の補助金で復旧した施設等について、保険（共済）に加入する必要があるのか？

(回答)

復旧した施設等の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入を義務づけるものではありませんが、今後も災害が発生する恐れがあることから、積極的に加入をご検討ください。

Q13. 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか？

(回答)

原則として、補助金の支払いまでの手続きは、次のとおりとなります。

- ① 補助金の交付申請〔補助事業者⇒県〕
- ② 交付決定通知〔県⇒補助事業者〕
- ③ 復旧事業の着手〔補助事業者〕（※1）
- ④ 復旧事業及び支払いの完了〔補助事業者〕
- ⑤ 実績報告書の提出〔補助事業者⇒県〕
- ⑥ 書類確認、現地確認〔県〕
- ⑦ 補助金の額の確定通知〔県⇒補助事業者〕
- ⑧ 補助金の請求〔補助事業者⇒県〕
- ⑨ 補助金の支払い〔県⇒補助事業者〕（※2）

※1：③については、交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

※2：原則、精算払い(全ての事業が完了(支払いまで完了))となりますが、概算払いを希望される事業者は、県まで個別に御相談ください。

Q14. 施設の復旧に対する補助金の交付申請には必ず図面が必要か。

(回答)

施設を復旧する場合は、施設の配置図と被災箇所及び修繕箇所を明示した各階の平面図（全てのフロア）が必要です。外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。

修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるよう、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。

〈補助対象事業者について〉

Q15. 中小企業者と小規模事業者の定義はあるのか。

(回答)

本補助金における、中小企業者・小規模事業者は下表のとおりです。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)		小規模事業者
	資本金	常時使用する従業員の数	
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～⑥を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	20人以下
⑥ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下	20人以下
⑧宿泊業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
⑨娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
⑩中小企業者及び小規模事業者を構成員とする団体もしくはこれらに準ずる者	・中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合，事業協同小組合，信用協同組合，協同組合連合会，企業組合，協業組合，商工組合，商工組合連合会） ・その他，特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって，その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が①～⑨のいずれかに該当するものである者		

Q16. 「常時使用する従業員」はどのように考えればよいのか？

(回答)

被災した事業所等だけでなく、事業者全体の常勤従業員で判断します。

申請時点におけるパート・アルバイト等を含む、常時雇用する従業員の数に記載してください。

ただし、次の者は「常時雇用する従業員」に該当しません。

- ・ 会社役員（従業員との兼務役員を除く）
- ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・ 育児休業中、介護休業中、私傷病休業中または休職中の社員
- ・ 次のいずれかの条件に該当するもの

ア 日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（所定の期間を超えて引き続き雇用されている者を除く）

イ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者

Q17. 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

申請時点の資本金及び従業員数で判断します。

Q18. みなし大企業やみなし中堅企業にあたる事業者は申請可能か？

(回答)

申請できません。

みなし大企業やみなし中堅企業の判断基準は次のとおりです。

【みなし大企業】

- ・ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者である
- ・ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者である
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者である

【みなし中堅企業】

- ・ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅

企業が所有している事業者である

- ・ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している事業者である
- ・ 中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者である

Q19. 対象外の業種はあるのか？

- 現在営んでいる業種が次に該当する場合は、補助対象外となります。
- ① 農業・林業（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
 - ② 漁業
 - ③ 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
 - ④ 社会保険・社会福祉・介護事業
 - ⑤ 以下のサービス業
 - (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。）
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業
 - (4) 興信所
 - (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。）
 - (6) 易断所、観相業、相場案内業
 - (7) 宗教
 - (8) 政治・経済・文化団体
 - ⑥ その他、本事業による支援が適当でないと知事が認める業種
- 社団法人及び財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人・医者（個人開業医）、学校法人、宗教法人等は対象外となります。

Q20. 補助対象について、地域や市町村などの制限はあるか？

（回答）

制限はありません。

〈補助対象経費について〉

Q21. どのような施設、設備等が補助対象となるのか？

(回答)

原則として、事業所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他復旧のために不可欠と認められる施設や復旧事業に係る事業の用に供する設備のうち、事業者の資産に計上されているもの（固定資産台帳、償却資産台帳等により確認）が対象となります。

Q22. 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるか？

(回答)

原則として、事業期間内（令和7年10月16日（木）から令和8年2月28日（土））に事業（修繕や納品）が完了し、かつ、支払が完了したものを対象とします。

なお、クレジットカード払いの場合、事業期間内に口座からの支出（引き落とし）が完了している必要がありますので、お気を付けください。

Q23. 既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか。

(回答)

災害発生日以降で、かつ補助金の交付決定前に行った復旧にかかる経費についても、写真や書類等により被害状況の確認が可能である場合等に関し、補助対象となります。

Q24. 資産計上されていない場合は、補助対象外か？

(回答)

特例として、資産計上されていない場合でも、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるものであって、売買契約書やメンテナンス契約書、写真などにより「業務用のみに用いており」かつ「復旧前・復旧後の所有者が同一」であることが確認できれば補助対象となる場合があります。（県まで個別に御相談ください。）

ただし、汎用性が高い事務用品（机、椅子、書庫等）や販売目的の機械設備・商品、原材料や貯蔵品、消耗品、パソコンソフト等の無形資産、賃貸用アパート等の施設などは対象外となります。

Q25. 保険の対象となった施設、設備（車両を含む）は補助対象となるのか？

（回答）

災害保険・共済の対象である施設、設備（車両を含む）については、補助対象とはなりますが、その給付金又は保険金により支払われる金額は補助対象外となります。

そのため、給付金又は保険金の額を補助対象経費から控除した額で申請いただくこととなります。

Q26. まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは？

（回答）

交付申請時に金額が確定していない場合、実績報告時に控除してください。

なお、保険金を受領しているにも関わらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給されていることが発覚した場合、事業者名等を公表するとともに交付決定を取り消し、交付した補助金額を返還していただいた上で、加算金を徴収することになります。

Q27. 清掃費、据付工事費、処分費などの付随費用は補助対象となるか？

（回答）

復旧に必要不可欠である場合に限り、修繕及び購入に付随する費用として補助対象となります。

ただし、例えば清掃費のみの場合など、修繕、購入の付随費用とならない場合は補助対象となりません。

Q28. リースや賃貸など自己所有でないものの復旧は補助対象外か？

（回答）

原則として補助対象となりません。

例外として、中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）が事業用に借用した施設、設備等について、その修繕義務が借主にある場合は、借主による申請が対象となります。（例：賃借しているテナント、リースしている設備など）

Q29. 自社で復旧作業を行った場合は補助対象となるか？

（回答）

復旧に要した資材費のみ対象となります。給料などの自社の従業員に支払う費用は補助対象となりません。

Q30. 個人（フリマやオークション等）から購入したものは対象となるか？

（回答）

補助対象となりません。

Q31. 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか？

（回答）

補助対象となりません。

Q32. 自社製品は対象となるか？

（回答）

補助対象となりません。

Q33. 海外からの輸入は対象となるか？

（回答）

補助対象となります。ただし、外国語で記載された設備概要等の書面については、日本語訳を添付してください。

Q34. 修繕・購入費用を分割払いとしている場合は補助対象となるか？

（回答）

契約により所有権が申請者に移転している場合は、分割払いのうち支払を終了した分までを補助対象経費とすることができます。

Q35. 消耗品は補助対象となるのか？

（回答）

消耗品は補助対象となりません。

Q36. 器具や工具は補助対象となるのか？

（回答）

器具や工具は、資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。

Q37. 被災した在庫品は補助対象となるのか？

（回答）

商品や在庫品、仕掛品や原材料などは補助対象となりません。

Q38. 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか？

(回答)

逸失利益のような間接被害は補助対象となりません。

Q39. 消費税は補助対象となるか？

(回答)

消費税分は補助対象となりませんので、消費税を除いて申請してください。

Q40. 振込手数料は補助対象となるのか？

(回答)

振込手数料は補助対象となりません。

Q41. 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか？

(回答)

復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により判断します。

Q42. 移転して営業を復旧する場合は補助対象となるか？

(回答)

大雨等による被害で、損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった設備等の購入に要する経費は補助対象となりますが、移転に係る費用（移転先の建物の改装費や移転料など）は対象となりません。

Q43. 相続が発生している施設の取扱いはどうなるのか？

(回答)

相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。

Q44. 車両の購入は補助対象になるのか？

(回答)

(1) 普通乗用車

汎用性が高いことから、原則、補助対象外となります。

(2) 商業用車両

被災車両は修繕による復旧が原則ですが、修繕が困難と認められる場合は、被災車両を永久抹消した上で、被災車両と同等品以下の新車又は中古車の購入費用を補助対象とすることができます。

ただし、被災車両の所有者が申請者本人で、かつ資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている場合など）である必要があります。

Q45. 車両の購入の場合、どのような手続きが必要か？

(回答)

新たに購入する車両は、車検証等により所有者が申請者本人であることを確認します（ローンによる復旧等の場合、令和8年2月28日（土）までに完了した支払い分のみが、補助対象となります）。

購入車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが補助対象となりません。

車両購入の際、自動車取得税、重量税、登録費用等などの法定費用等は補助対象となりません。

Q46. 車両の購入の場合、事業用車両であることが外観から判断できることが必要か？

(回答)

復旧前後のいずれの車両も、専ら事業の用に供されていることを確認する必要があるため、原則として外観による確認（復旧前後の車両について写真を提出）が必要となります。

ただし、外観から確認できない場合でも、車検証の記載（自家用でないこと）や事業者の運行管理簿（用務先と運行距離が切れ目なく記載されていること）などから事業以外に使用されていないことを証明できる場合は、補助対象となる場合があります。

Q47. 車両のオーディオ、ナビなどの装備品は補助対象となるのか？

(回答)

被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。

※ 書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限る。

Q48. 施設の建替は補助対象となるか。

(回答)

対象とはなりません。

Q49. 設備の購入は補助対象となるか。

(回答)

設備メーカー等により、「設備購入にかかる証明書」がある場合は、設備の購入を補助対象とすることができます。

※ 購入する設備等は、大雨による被害を受けた設備等と同一の数量、目的及び用途であり、同等程度の機能を有するものとします。

※ なお、設備の購入に当たり、中古設備の購入も可能です。

Q50. 設備等（車両含む）について、技術の進化やメーカーの違いにより、被災前の性能よりも一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、対象とならないのか。

(回答)

技術の進化やメーカーの違いにより、やむをえず、機能・性能が上がってしまうようなケースについては、総合的に同程度の機能・性能と判断されれば補助対象となる場合があります。

Q51. 駐車場は、補助対象となるか。

(回答)

駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助対象となる場合があります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、補助対象となりません。また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助対象となりません。